

役員の任期を現状の通算4年限度から通算8年（会計経験者は4年）に延長するために必要な会則改正について（第11条）

（改正前）

第11条（役員及び監査の任期）

1. 会長の任期は1年とする。再任を妨げないが、3年を限度とする。他の役員及び監査の任期は1年とする。再任を妨げないが、役員であることは**通算4年**までとする。
2. 役員の欠員を生じた時は、運営委員会において協議し、候補者を推薦する。役員会は候補者の中から補充役員を決定する。任期は前任者の残留期間とする。

（提案内容）

第11条（役員及び監査の任期）

1. 会長の任期は1年とする。再任を妨げないが、3年を限度とする。他の役員及び監査の任期は1年とする。再任を妨げないが、役員であることは**通算8年**までとする。ただし、**会計経験者は4年**までとする。
2. 役員の欠員を生じた時は、運営委員会において協議し、候補者を推薦する。役員会は候補者の中から補充役員を決定する。任期は前任者の残留期間とする。

学年学級委員会・研修委員会の廃止（各委員会で行っていた行事は、その行事ごとにボランティアで開催予定）するために必要な会則改正について（第15条・第16条・第17条・第19条）

（改正前）

第15条（活動委員会）

1. この会の活動を推進するために、**つぎの活動委員会を置く。**
 - イ 学年学級委員会
 - ロ 専門委員会
2. 会長は年1回、委員会総会を招集し、**各活動委員会**の計画及び活動について協議する。
3. 会長は、必要に応じて**臨時活動委員会総会**を招集することができる。
4. 各委員会の正副委員長及び委員の選出方法並びに構成は、細則で定める。

（提案内容）

第15条（活動委員会）

1. この会の活動を推進するために、**活動委員会として専門委員会を置く。**
2. 会長は年1回、委員会総会を招集し、**各専門委員会**の計画及び活動について協議する。
3. 会長は、必要に応じて**臨時委員会総会**を招集することができる。
4. 各委員会の正副委員長及び委員の選出方法並びに構成は、細則で定める。

(第 16 条は削除の提案)

第 16 条(学年学級委員会)

1. 各学級委員会及び各学年委員会は、各委員長が招集する。
2. 学年学級委員会は、第 4 条(活動)に基づき学級懇談学年懇談会等各学級及び各学年に関する事項、並びに運営委員会より付託された事項について企画し、協議し、実施する。

(改正前)

第 17 条(専門委員会)

1. 専門委員会には
イ 研修委員会 ロ 広報委員会 ハ 校外安全委員会を置く。
2. 各専門委員会は各委員長が招集する。
3. 各専門委員会は、第 4 条(活動)に基づき各専門に関する事項及び運営委員会より付託された事項について、企画し、協議し、実施する。

(提案)

第 17 条(専門委員会)

1. 専門委員会には
イ 広報委員会 ロ 校外安全委員会 を置く。
2. 各専門委員会は各委員長が招集する。
3. 各専門委員会は、第 4 条(活動)に基づき各専門に関する事項及び運営委員会より付託された事項について、企画し、協議し、実施する。

(改正前)

第 19 条(運営委員会)

1. 運営委員会は、役員、校長、各学級委員、各専門委員長、教師代表をもって構成し、必要に応じて開催する。
2. 運営委員会は会長が招集し、会長が議長となる。
3. 会運営のための立案をすると共に、これらを議決する機関である。
4. 会員及び各委員会の連絡調整をはかり、積極的運営にあたる。
5. 役員会より提出された案件を処理する。
6. この会の定足数は構成員の 2 分に 1 以上とし、議決は出席者の過半数の賛同を要する。

(提案)

第 19 条(運営委員会)

1. 運営委員会は、役員、校長、各専門委員長、教師代表をもって構成し、必要に応じて開催する。
2. 運営委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

3. 会運営のための立案をすると共に、これらを議決する機関である。
4. 会員及び各委員会の連絡調整をはかり、積極的運営にあたる。
5. 役員会より提出された案件を処理する。
6. この会の定足数は構成員の2分に1以上とし、議決は出席者の過半数の賛同を要する。